



羽の情報便

相続税の基礎

亡くなった人の財産（遺産）を相続した人が納める相続税が、来年1月から増税されます。課税件数は現在の1.5倍以上に増える見通しで、地価が高い都市部では、相続税が身近な問題となりそうです。相続税の仕組みや変更点、増税対策等をまとめました。

（1）どんな制度？

相続税は、土地や建物、預貯金、株式、高価な芸術作品等を一定額以上、相続した時にかかる国の税金です。相続人が海外にいても、相続財産が国内にあれば課税対象となります。相続税のように資産にかかる税金としては、生きている人の財産を譲り受けた時に課税される贈与税もあります。相続税を計算するには、まず遺産総額を確定する必要があります。土地や建物等は、国税庁が毎年7月に発表する路線価などに基づき、株式等は被相続人が死亡した日前後の市場価格で計算します。次に、遺産総額から次のものを差し引いて、課税対象額が決まります。法定相続人の数に応じて課税対象額を減らせる基礎控除・死亡保険金の一部、墓所や仏具などの非課税財産・借金・葬儀費用等です。課税対象がマイナスなら、申告の必要はありません。最後に、課税対象を法定相続分通りに相続したと仮定して税額を計算し、その合計を実際の相続割合で分ければ、1人当りの納税額が確定します。配偶者には、最低でも相続額1億6000万円まで税額がゼロになる特典も認められています。相続発生から申告・納税までは10ヶ月以内で、現金が不足なら物納も可能です。届出せずに納税が遅れた場合、無申告加算税や延滞税がかかる場合があります。

（2）増税のポイントは？

課税対象額を減らせる基礎控除を4割縮小することです。法定相続人が3人の場合、基礎控除は8000万円（5000万円+1000万円×3人）から4800万円（3000万円+600万円×3人）に減ります。遺産総額7000万円だと、現在は基礎控除より少なく相続税はかかりませんが、増税後はかかる公算が大きくなります。最高税率も、50%から55%に引き上げられます。同居の親族が相続するなどの条件を満たせば土地の評価額を8割減らせる特例は、現在は240㎡までしか認められていませんが、来年1月からは330㎡に拡大されます。これは減税効果がありますが、基礎控除縮小の影響が大きく、全体では増税となります。

（3）対策は？

対策の定番と言えるのが、預貯金や土地等を子や孫に譲る生前贈与です。1人あたり年110万円までは贈与税がかからないため、譲る相手が3人いれば、無税で年330万円ずつ減らすことができます。只、毎年決まった額を贈与すると、計画的な税逃れとみなされて贈与総額にまとめて贈与額がかかる場合があります。死亡から遡って3年以内に贈与した財産は、相続財産に組み込まれます。贈与には特例もあり、子や孫の教育費は1500万円、住宅資金は最大1000万円まで非課税となります。高齢者の資産を若い世代に移す狙いで、それぞれ来年末、今年末が期限となっています。非課税財産を増やす方法もあります。死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで課税されません。墓や仏壇、仏具、神棚なども非課税で、金製の高価な仏像等を買って求める人が増えているそうです。但し、投資目的とみなされて課税される可能性があります。不動産を所有する人には、賃貸住宅経営も選択肢となります。賃貸に回せば、土地や建物の評価額を最大30%減らすことができます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

お客様からのQ & A

事業とは関係のないものを購入する場合、領収証の品名を経費になりそうなものを書いておいてもらえば、税務署にばれないと思うのですが？

もちろん、やってはいけません。

立派な脱税です。脱税の窓口としては、ありふれているので、税務署のほうでも発見するノウハウを有しています。簡単に見つかってしまうことも多いです。

このような脱税行為をしていると、周りの間で噂になって、脱税したい人がどんどん集まってきます。

そして、いずれは隠し切れなくなり、税務調査により、追徴課税され加重算税がかけられます。

因みに加重算税が課せられた場合には、本来納めるべき税金に加えてさらに三五〇%増の税金を負担しなければならなくなります。

売上伝票や領収書の品名の書替は、「品転」「品名詐称」とも言われています。

税務署で俗称がいくほどの行為です。で、よくある脱税といえるでしょう。決して、このような行為に身を染めてはいけません。



税金・保険のまめ知識（第87回） 税金の扶養と社会保険の扶養について

税金の扶養と社会保険（健康保険や年金）の扶養は、全く別のものであるという理解が必要です。税金の管轄は国税庁（財務省）で、社会保険の管轄は社会保険庁（厚生労働省）です。つまり異なる制度だということです。

（扶養に入る条件：扶養の範囲）

（1）所得税の場合

- ・配偶者、親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（里子）や、市町村長から養護を委託された老人。
- ・納税者と生計を一にしている。
- ・青色申告者の事業専従者として、その年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
- ・その年の12月31日現在の年齢が16歳以上である。

（2）社会保険の場合

- ・配偶者、直径尊属（父母、祖父母等）、子、孫及び弟妹 ⇒被保険者と同居している必要はない。
- ・上記以外の3親等以内の親族（兄姉、伯父父母、甥姪とその配偶者等）、内縁関係の配偶者の父母及び子（当該配偶者の死後、引続き同居する場合を含む）⇒被保険者との同居が必要である。
- ・被保険者により主として生計を維持されていること。

（扶養に入る条件：収入）

（1）所得税の場合

年間の合計所得金額が38万円以下であること（給与所得でいうと、1月～12月の1年間の給与収入が103万円以下）。雇用保険の給付金は非課税ですので収入の中に入れてません。

（2）社会保険の場合

年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入180万円未満）であること。年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養されることになった時点での年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入の場合、月額108,333円以下。雇用保険の給付金等の受給の場合、月額3,611円以下）所得税では非課税対象となる雇用保険の給付金、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金等も収入に含まれます。同居の場合は、収入が扶養者（被保険者）の半分未満であり、別居の場合は、収入が扶養者からの仕送り額未満であること。

考え方としては、所得税はその年、1年間の合計所得で判断し、社会保険は現時点での収入の見込みにより判断するという事です。

（年収：額面）

- （1）100万以下・・・所得税、住民税を払いたくない。社会保険は夫の扶養に入りたい。
- （2）100万超～103万以下・・・住民税は払ってもいいが、所得税は払いたくない。社会保険は夫の扶養に入りたい。
- （3）103万超～130万未満・・・所得税、住民税は払ってもいい。社会保険は夫の扶養から外れたくない。
- （4）130万以上・・・社会保険も自分で支払う。



9月の税務カレンダー

9月10日(水)

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日(火)

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に
係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税>
- 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・法人住民税>(半期分)

消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3
月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法
人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月
分)<消費税・地方消費税>



生命保険の基礎知識(23)

～保険の約款を読んだことありますか?～

「定期保険」「終身保険」「養老保険」の比較

定期保険……(定)められた(期)間を保障する保険(掛捨ての死亡保険や医療保険等)

(特徴)①満期金や解約返戻金がない。

②保険料が安く抑えられる。

③保険期間終了時に更新をすると保険料が高くなる(契約年齢が上がる為)

終身保険……(身)体が(終)了するまで保障する保険(終身死亡保険、終身医療保険、終身がん保険等)

(特徴)①一生涯保障が継続される。

②保険料は高めとなる。(定期保険以上養老保険未満)

③途中解約時に解約返戻金がある。

④いつ死亡しても一定額の死亡保険金が受け取れる。

養老保険……(自らの)(老)いを(養)う保険(個人年金保険、学資保険、こども保険等)

(特徴)①満期を迎えれば満期金を受け取ることができる。

②貯蓄機能を併せ持っている。

③満期金があるため保険料が高め(終身保険以上)



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(61)

週休2日制と完全週休2日制の違い



求人広告などでよく目にする「週休2日制」と「完全週休2日制」。

言葉が似ているこの2つの制度、実は全く違う制度ですので、注意が必要です。

まず、「週休2日制」は「1ヶ月の間に週2日休める週が1度以上ある制度」を指します。毎週必ず週2日の休みがあるというわけではありません。

一方の、「完全週休2日制」が、「毎週必ず2日間の休みがある制度」を指します。

完全週休2日制を謳いながら、実際には休日出勤当たり前というのもよく聞く話です。



只これは、言葉の違いではなく、話の食い違い。転職後、会社や家族ともめることのないように、しっかりと事前確認しておきたいものです。



今月のコラム

長い夏休みを終えた学生たちも学校生活に戻り、通勤時の電車の乗降客の人口も増えました。各家庭のご両親は、日常生活を取り戻し、特に母親は、ほっと一息ついていることでしょうか！そして、秋分を境に日が短くなり、人々は必ずと言ってよいほど「目が短くなりましたね」が挨拶になるのもこの頃です。

しかし、暑さが残る時期でもあり、本当に残暑という言葉がぴったりな時期でもあります。でも九月に入ってから、幾分過ごしやすくなってきたのではないのでしょうか。

様々な方面で〇〇の秋と例えられるように、何をすることも快適なシーズンです。

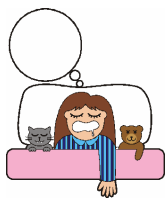
食欲・読書・芸術・スポーツ・紅葉・行楽・睡眠・・・

睡眠と言えば、よく眠れてしまうのもこの季節。九月三日は、睡眠の日だそうです。睡眠に関する意識調査を行ったところ、六割の人が今の睡眠に満足していないと答えたそうです。

様々な理由が考えられると思いますが、良い睡眠をとるためのコツは、日中の活動量を上げると良いそうです。

私は医師から言われて、帰りの通勤電車で、最寄駅の一つ手前の駅で降りて自宅まで歩くようにしています。夏場は結構きついです（それだけでも良く眠れます。また、理想的な睡眠時間は、季節を問わず、六時間半〜七時間程度が最も健康に良いと言われています。

せつかく眠りに適した今の季節のうちに、昼間の活動「理想的な睡眠期間」の習慣をつけて、身体を回復させておきましょう！



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

秋の気配を感じつつ、
お仕事頑張りましょう！

